

佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化検討委員会について

1 生涯活躍のまち事業化検討の経緯

新たな人の流れを生み出す手段のひとつとして「生涯活躍のまち」が有効であると判断し、7月から有識者による「佐久市生涯活躍のまち構想」の検討を進め、10月末に構想を策定した。

構想では佐久市の特性を生かし、地域の病院を中心とした「医療連携健康づくり推進型」とし、都市型を佐久平周辺地区、農村型を臼田地区とした二つの形態が設定されたことから、臼田地区において事業化検討を行う。

2 検討委員会委員構成と役割

臼田地区をはじめ関係者との連携、意見の集約を図るため、医療機関、住民、大学、金融機関等、幅広い関係者により委員会を組織する。

臼田地区の実情に即した「生涯活躍のまち事業」の実現に向けて事業の基本的な方向性や事業化等に関する事項について取りまとめる。

3 当面のスケジュール

1回目 11月5日（木）午後1時～

- ・初顔合わせ
- ・佐久市生涯活躍のまち構想について
- ・伊藤委員提出資料について
- ・意見交換

2回目 1月中旬

- ・基本計画（素案）の検討

3回目 3月中旬

- ・基本計画（案）の検討

佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化検討委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市生涯活躍のまち構想に基づき、臼田地区の実情に即した生涯活躍のまち事業の実現に必要な事項を検討するため、佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 臼田地区における生涯活躍のまち事業の基本的な方向性に関すること。
- (2) 臼田地区における生涯活躍のまち事業の事業化に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員会の運営上必要と認められる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がその議長となる。

- 2 委員長が欠席となるときは、委員長の指名により議長を決定する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域局地域整備室において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り定める。

附 則

この要領は、平成27年11月5日から施行する。